様式第１号

　　　令和　　年　　月　　日

伊東市水道事業

伊東市長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (代表者)　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込人　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

寄　附　申　込　書

　次の水道管路施設を伊東市水道事業に寄附したいので申し込みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 寄　附　物　件 | 管　　名 | 管 種 | 口 径 | 距離（数量） | 所 在 地 |
| １　配水管２　弁栓類３　その他（　　　　　） |  |  |  |  |
| 寄附しようとする理由 | １　伊東市水道事業に協力のため２　協定（契約）による３　その他（　　　　　　　　） |
| 寄附の条件 | １　道路占用許可等（公道等の場合）２　地役権の設定（私道の場合）３　その他 |
| 寄附の予定期日 | 令和　　年　　月 |
| その他 | １　工　事　費　　￥　　　　　　　　　２　工事完成日（布設年）　　　　　年　　月　　日（　　　　年） |
| 添付書類 | １　位置図（案内図）　　　　　２　平面図＊１３　詳細管路図　　　　　　　　４　公図＊２５　工事写真　 　　　　　　 ６　材料承認図７　登記簿謄本＊３　　　 ８　占用許可書（写）９　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |

**【申込人は水道管路所有者となりますので、署名捺印（実印）し、印鑑登録証明書を添付してください。】**

※注意

＊１：寄附する管路施設の情報を記載

＊２：公図に配管経路を朱書き記載

＊３：私道に布設または設置されている場合に添付（全部事項証明書）

様式第２号

伊東市水道事業指令第　　　号

 令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　伊東市水道事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　伊東市長

寄　附　承　諾　書

令和　　年　　月　　日付けで寄附申込みのあった財産の寄附については、次により承諾します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 寄　附　物　件 | 所　在　地 | 施設 | 管種(種別) | 口径(詳細) | 距離(数量) |
|  |  |  |  |  |
| 受入予定期日 |  |
| その他寄附承諾条件等 |  |

様式第３号（私道土地所有者用）

地役権設定承諾書

　　令和　　年　　月　　日

　　私道に布設されている水道管路施設の寄附に当たり、地役権の設定及び下記の事項につい

て承諾します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 所有者住所 | 所有者氏名 | 実印 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　※印鑑登録証明書添付

記

１　土地の賃借料は、無償とすること。

２　伊東市水道事業が、維持管理のために私道への立入り及び掘削を行うこと。

３　私道内に新規給水管の布設申請があった場合は、無償で許可すること。

４　伊東市水道事業水道管路施設編入基準による地役権設定契約書（様式第４号）により、契約を締結すること。

５　私道の所有者等の都合により管路施設の布設替え・廃止の必要が生じた場合は、その費用を私道の所有者等が負担すること。

以上

様式第４号

地役権設定契約書

　地役権者伊東市水道事業（以下「甲」という。）と承役地所有者　　　　　（以下「乙」という。）とは給水装置以外の配水管路施設（以下「管路施設」という。）の寄附に当たり、次のとおり地役権設定契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

1. 甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

（地役権設定の目的）

第２条　別表に記載する乙の所有する土地（１）（以下「この土地」という。）に、甲の所有する土地（２）を要役地とし、甲が管路施設を使用することについて、地役権を設定する。

　（地役権設定の範囲）

第３条　甲が設定する地役権の範囲は、この土地の全部又は一部とする。

　（存続期間）

第４条　地役権の存続期間は、管路施設の存続する期間とする。

（地代）

第５条　地役権を設定する土地の使用料は、無償とする。

　（地上の使用制限）

第６条　乙は、この土地に新たな建物、工作物等を築造することができないものとする。ただし管路施設の維持管理上支障のない軽微なものの設置等は、甲乙が協議して決定する。

　（担保責任）

第７条　この契約に第三者から異議の申し立て又は権利の主張があったときは、乙がこれを解決する。

　（所有権の譲渡及び抵当権等の設定禁止）

第８条　乙がこの土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、乙は、譲受人に対し、この契約を承継させなければならない。

（管路施設の維持管理）

第９条　甲は、この土地に布設した管路施設の維持管理を行い、維持管理のためにこの土地に立ち入り、修繕のための掘削等ができるものとする。

　（給水管の布設）

第１０条　乙は、この土地に布設された管路施設に接続する新規給水管の布設申請があった場合は、無償で許可しなければならない。

　（管路施設の布設替え等）

第１１条　乙の都合により、管路施設の布設替又は布設廃止を要する場合は、事前に甲の許可を受けるとともに当該布設替又は布設廃止に要する経費は、乙の負担とする。

　（原状回復義務）

第１２条　甲は、地役権の期間が終了した場合もしくは本契約が解除された場合に当たっては乙の指定する期日までに、甲の費用で原状に回復し、乙に返還しなければならない。ただし、乙が承諾した場合は、この限りでない。

　（損害賠償責任）

第１３条　甲、乙いずれか一方が、次条の定めによりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、契約違反者は、その相手方に損害を与えたときには、直ちにその損害を賠償しなければならない。

　（契約の解除）

第１４条　甲、乙いずれか一方が、本契約に違反したときには、その相手方は、いつでも本契約の全部又は一部を解除するこができる。

（公租公課の負担）

第１５条　この土地に係る公租公課は、乙が負担する。

（登記）

第１６条　この土地に設定する地役権の登記は、当該管路施設寄附申請後、管路施設寄附申請者（以下「申請者」という。）の負担により行い、申請者が登記に必要な書類を請求した場合には、甲及び乙は速やかに申請者に提出するものとする。

　（暴力団の排除）

第１７条　乙は、この契約を締結するに当たり、暴力団の排除のため別添に揚げる事項を遵守しなければならない。

　（疑義等の決定）

第１８条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

　本契約の成立を証するため、契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

（甲）伊東市大原二丁目１番１号

　　　伊東市水道事業

伊東市長

（乙）

別表

１土地の表示

|  |
| --- |
| （１）承役地（乙所有地） |
| 所　　　在 | 地　目 | 地　積（㎡） | 備　　考 |
|  |  |  | 目的：配水管路施設の埋設範囲：全部 |
| （２）要役地（甲所有地） |
| 所　　　在 | 地　目 | 地　積（㎡） | 備　　考 |
|  |  |  | 〇〇〇配水池(承役地に給水する配水池) |